みよし市鳥獣被害防止対策事業補助金の案内

みよし市の農地を持っている農家の方を対象に、
鳥獣被害防止対策について資材購入の補助を行います。

手　順

①購入する予定の資材の見積書を取ります。
②産業振興課への補助金交付申請書等を提出します。

≪必要な書類≫

・交付申請書　・設置場所の位置図　・①の見積書
・（農業者団体のうち、共同で設置する場合）構成員名簿

③産業振興課へ事業実績報告書等を提出します。

≪必要な書類≫

・実績報告書　・設置後の写真　・請求書
・購入資材の内訳がわかる納品書等の写し
・購入資材の領収書等の写し

④書類を審査し、内容に不備が無ければ補助金を指定の口座に振り込みます。

対　象

≪対象者≫

・みよし市内で農業を営む方
・農業者の組織団体（3戸以上の集まり、農地所有適格法人及び認定農業者）

≪対象物≫

・令和８（2026）年４月１日以降に購入したもの
・市内の農業振興地域の農地に設置するもの
・鳥獣類による農地への侵入を防止するために設置する資材（裏面のとおり）

≪補助額≫

補助対象経費の２分の１（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）　※上限額は５万円（農業者団体は１５万円）

≪償却期間≫

鳥獣被害防止施設の種類によって異なります（裏面のとおり）

詳細は裏面へ

鳥獣被害防止施設の種類		償却期間
獣類侵入防止柵	電気柵	８年間
	ワイヤーメッシュ柵	14年間
	上記以外のもの	５年間
鳥侵入防止網	鳥侵入防止網	５年間
	追い払い資材（カイト、反射シート等簡易なものに限り、音、光を用いて威嚇するものを除く。）	２年間

≪申請期間≫
令和８（2026）年４月１日から
令和９（2027）年３月３１日まで
※先着順、予算がなくなり次第終了
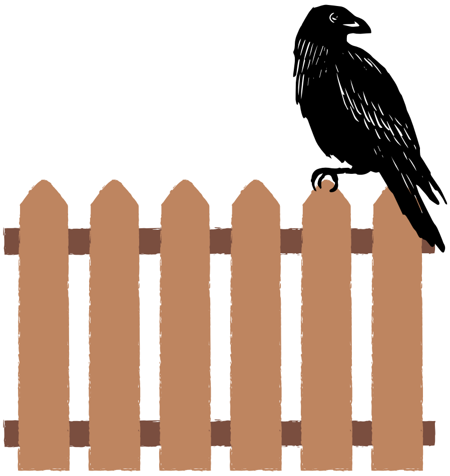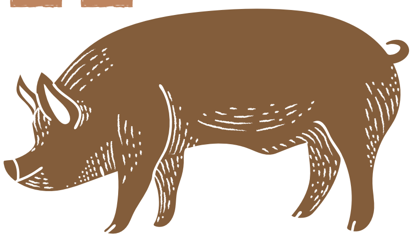
≪問い合わせ先≫
みよし市市民経済部産業振興課
（市役所４階）
TEL　0561-32-8015
FAX　0561-34-4189